

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病6月号

(通巻第86号)

関西労働者安全センター 1981.6.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- 主張をかえて..... 1
大阪府被災労働者同盟/朝倉 滋(安全センター役員)
- シリーズ/職場の安全衛生を考える(第2回)..... 2
☆神戸製鋼
- '81南大阪労働フィールド合宿へ参加しよう..... 4
——フィールド合宿実行委
- 前線から(ニュース)..... 5
- 闘いの中から..... 12
☆兵庫県社会福祉労働組合
- 連載/80年代医療の動向と我々の任務(第五回)..... 15
労災職業病研究会/松浦良和

主張にかえて

7/10 労災職業病被災者全国集会を成功させよう!

大阪府被災労働者同盟会長 朝倉 滋 (安全センター役員)

来たる七月一日、総評、日本労働者安全センター主催で「労災職業病被災者全国集会」が、新築の総評

会館大ホールで開かれます。総評が、労働災害、職業病の被災者を結集して全国集会を開催するのは初めてのことであり、私共にとって大変喜ばしいことで、是非とも成功させたいと思っております。

災者が一人一人ばらばらにされ、労基署から打ち切られても文句もいえない状況です。幸いにして私共は、関西労働者安全センター、南大阪労働者診療所の協力を得て、七六年、同盟を結成し、未組織労働者の救済、労災認定に日夜奮闘しています。全国でも、労災職業病を闘う地域センター、診療所と協力して、次々と被災者の団体が結成されました。特に、七六年の被災者の首切りをねらう傷病補償年金制度の新設という労災保険法改悪に対する反対闘争の中で、東京、神奈川、兵庫、愛知に被災者団体が結成されました。私共は、これらの被災者団体と協力して、八〇年一二月に「被災労働者全国協議会」を結成し、「民事損害賠償と労災保険の調整」

どのような職場、職種でも、労働災害、職業病があります。労働省の統計ですら、一年で数千人が労災で死亡しており、新しく労災の受給をうける者が年間一五〇万人もいるのが現状です。そして、労働組合のないところでは、病気に苦しめられ、仕事ができなくて首になり、労災の適用も受けられずに苦しんでいる労働者が数多くいます。ほとんどの被

災者が一人一人ばらばらにされ、労基署から打ち切られても文句もいえない状況です。幸いにして私共は、関西労働者安全センター、南大阪労働者診療所の協力を得て、七六年、同盟を結成し、未組織労働者の救済、労災認定に日夜奮闘しています。全国でも、労災職業病を闘う地域センター、診療所と協力して、次々と被災者の団体が結成されました。特に、七六年の被災者の首切りをねらう傷病補償年金制度の新設という労災保険法改悪に対する反対闘争の中で、東京、神奈川、兵庫、愛知に被災者団体が結成されました。私共は、これらの被災者団体と協力して、八〇年一二月に「被災労働者全国協議会」を結成し、「民事損害賠償と労災保険の調整」

今回の集会も、こうした被災者団体の闘いがあつたればこそ実現にこぎつけることができたものと思えます。総評では、今回の集会を契機に、全国の被災者団体の連絡会議を結成していきたいとの意向もあり、何とか実現させたいと願っております。不況、合理化の昨今の状況の中で、労災被災者は切り捨ての対象以外の何ものでもありません。私共は、安心して療養できるための闘いをすることはもちろん、「被災労働者の働く権利」を確立するために努力していくつもりです。労働組合、労働者の皆様方の御協力をよろしくお願ひします。

職場の安全衛生を (第2回) 考える

神戸製鋼 労務管理のための 安全第一

日以上達成、コストダウンおよび合理化で五千万円以上/期の達成、提案、グループ活動のテーマ完結を一人年間五件以上を表わしている。

神戸製鋼の安全運動は、他の鉄鋼独占と同様、一つの理念を持って積極的に進められている。もちろん理念というのは、資本の側の「労務管理のための安全第一」ということである。

「リフレッシュニ崎！乙515」を推進し、経済情勢の変化にダイナミックに対応しつつ、合理化、コストダウン目標を達成し、「乱気流の時期」を乗り切ろう、これは神戸製鋼尼崎製鉄所の八一年度方針である。乙とはゼロ、すなわち新しい考え方です。スタートという意味と乙旗の決意を意味し、515は無災害五百

まず、朝礼で「誓いの言葉」があり、

安全目標が決められ、それができているかどうか、○△×で採点し自己申告する。週番が決められ重点目標を上げねばならない。さて、事故が起きたらどうなるか。ケガをした本人のこれまでの自己申告はどうであったか、会社が実施項目として上げた事を行なっていたかが調べられ、どれかが欠けていたことが発見される(例えば呼称確認をしていなかった)そして、職場は日常の安全運動の空気に満たされているから、結局ケガをした本人の「不注意」が追求され、あたかも罪人扱いとなる。そして会

社の入口に実名入りで事故報告が発表される。だから、いわゆる微災害を起こしても、めったに報告されることはない。そして、本来、休業災害となるような場合でも、「仕事をしなくても会社に出てくれ」と不慮災害になる。このようにして、統計上は、微災害、不慮災害の件数などは低下するが、隠しようのない重大災害の件数は、希望通りには行かないというわけである。

安全週間にあたって次のような重点実施項目が定められる。①ウルカット運動の実践(次の行動へ安全であることを一たん確認してから移る)②呼称確認の実践(右よし、左よし)③保護具の完全着用の徹底、④相互忠告の実践。これをすべてきっちり行なうと仕事などできるものではないことは、職長でも現場にいれば誰でもわかることだが、生産性向上の提案、グループ活動等の空気と共に教育効果としてもたらされるのである。だから、ある重大災害で重傷を負った労働者が第一に思ったのは

「しもた、また会社でなんかかんや言われる。皆んなに迷惑をかけた」ということになる。

ところで、そうした安全を錦の御旗にした労災管理の中では、現実をちよつと指摘するだけで十分抵抗になる。しかし、そうするためにはそのうとうの決意がいる。例えば五人くらの班の班長と対立し、その上の職長ならば絶対に対決になる。その中でやがてうやむやになり、一カ月やり続けようものならば、出てきた問題を労資一体となつてつぶしてくる。結局、「し方がない」となるわけだ。

また、安全は「活動家排除」のための武器ともなる。

神戸製鋼では、一九七〇年から合理化、人べらしの中で交替制勤務をそれまでの三直三交代から四直三交代に切りかえている。その中に組み入れられた会社による年次有給休暇強制に対する裁判闘争が、それまで着々と職場で活動してきた活動家の手で進められ、組合員大多数の支持

の中で勝利するという出来事があった。それ以降、活動家に対する支持が強まると同時に、会社の攻撃もさまざまのものになっていった。そうしたある日、活動家グループの中の一人が、岸壁の船へ運搬用機関車で荷物を運ぶ作業をしていた。岸壁で機関車に乗って待期していると、船の作業をしている労働者がロープに手をまきこまれるという事故が起こり、すぐ飛び降りてかけつけたが、そのとき、無人となった機関車が流れ出し、壁に当ってへっこませてしまった。この事故に関してその活動家は、めつたにない徴戒処分という重い処分を受けた。組合側と会社側によって構成される徴戒委員会は、何の調査もすることなく、この処分を決めたのである。

労働者どうしでどう助け合うのかという発想を入りこませないために、規則によってひっかけることを殊とし、みせしめをつくる。だが、努力すれば、それなりの立身出世も可能で、社内誌にも載り、目立つことも

出来る。不満はあっても、会社の方針にそれなりに乗り、八時間がまんすれば、あとはなんとかなるといふ意識が作られようとする。

しかし、先に述べているように、会社主導の生産を落とさない安全運動の矛盾は誰もが感じるものであり、年次有給休暇をめぐる闘いのように、労働者の権利を守るといふ点で具体的にありさえすれば、生命と健康を守る闘いとして労働者の力の拡大につながるだろう。そのためには、先行する会社による労務支配のための安全運動の理念に対し、労働者の側からの基本的理論を確立し、更に具体的な新しい戦術で「あと追ふ」から労働者側の先行にその位置を変えねばならない。

「ニッコリ笑つて相互確認」という標語があつたり、大ケガをした青年労働者が第一に「クビにならないかなあ」と思わねばならない職場の力関係も、いずれはねばり強い闘いの中で変わってゆくだろう。

81南大阪労働フェイルド合宿に

参加しよう

南大阪労働フェイルド

合宿実行委員会

各学園、地域で奮闘しておられる全国の学生の皆さん。毎年、夏に行ってきた南大阪労働フェイルド合宿も、今年で八回目を迎えることになりました。過去、七回のフェイルド合宿は多少の性格の差こそあれ、労働者と共に労働を行い、労災職業病がどのような背景から生じるのかを身をもって知り、労働者と交流し、労働者の闘いの質を学ぶ中から、労働者の生命と健康を守り、闘いを発展させていく医療、ひいては専門技術のあり方とは、また労働運動と学生運動は如何にして連帯できるのかといった問題を追求する上で、わずかなりとも役立ってきたと言えるでしょう。

しかし、実行委の方でも、フェイルド合宿を通して何が得られるのか、

何を得てもらいたいのかといった点を極めてあいまいにしながら、参加者個人に任せていたことも事実です。特に、その前提となる、何故労働運動から、とりわけ南大阪の労働運動から学ぼうとするのか、また、フェイルド合宿の母体である南大阪労働者診療所がどのような経過をたどって設立され、現在どのような役割をもっているのか、ということがあいまいでした。

第八回南大阪労働フェイルド合宿を準備するに当り、これまでの、労働現場を実際に見たり、労働をさせてもらいながら労災職業病を考え、労働者と交流し労働運動から学ぶという形に変更はありませんが、右記の反省に基き、実行委では、何故、労働運動（とりわけ南大阪の）から学

ぶのか、南大阪労働者診療所は如何にして設立され、どういう役割を果しているかという点に焦点をあてるとともに、フェイルド活動も、大まかに、労働者が健康を守ることでできる医療を模索するコースと、労働運動から、学園、地域、さらに将来の運動を模索するコースの二つに分け、参加される方の問題意識にあわせて参加しやすくするつもりでいます。

各学園、地域で様々の活動を担っておられる学生の皆さん、労働者の生活や闘いに学ぼうとされている皆さん、また、現代医療に疑問を感じておられる皆さんに、第八回南大阪労働フェイルド合宿への参加を呼びかけます。

計画表	
7月22日	P.M. 3:00~ 実行委報告 討論 講演 「労働者から求める医療の建設」 「南大阪の労働運動」
23日	フェイルドワーク 「労働者職業病 労働運動交流」
24日	班別討論 全体討論 講演 「原内労働 被曝裁判」
25日	P.M. 3:00 閉幕

申し込みは15日までに

安全センターへ

前線から

大阪

労災職業病闘争講座

スタート

6・16

命と健康を守る闘いは反戦、平和の闘いとも結合しうる質をもつていることなどを

六月一六日、「労働運動としての労災職業安全センター 病闘争」と題して二つの講演が行なわれた。

最初に、センター議長で救出のために政治ストを打つことができたことなどを

より受講者の自己紹介と、今後の講座予定について話があり、第一回目の講座を終了した。受講者は、事務局より手渡された資料を見ながら熱心にメモをとるなど、今後半年間の講座に対する学習意欲が感じられた。開講日であった。

座」がスターももある全港湾関西地本の山トした。会本議長は、労働運動の中で、

例に出して講演がおこなわれた。

次に、センター事務局長

場である森ノ官労金本店に

労働者の生命と健康を守る闘いが最も根本的なものであること、とりわけ、現在の反動的な情勢の中で、生

の七年余りにわたる長い歴史の中で教訓として感じて

ノ家労組、全港湾、安全センターが参加し、主治医の松浦医師も参加した。一方、署は速見労災課長以下五人が対応し、署としても重大事件として考えている姿勢がみられた。

受講者がつめかけ、最終的な受講者数は約五〇名、組合数では二二団体、遠く京都からの参加者もあり、会場はイスが足りないくらい

南大阪

森川「自殺」労災申請へ 署、白紙の状態で十分な調査

全国一般 芦ノ屋労組

まず、主催者を代表して、センター副議長の横山氏よりあいさつがあり、その後、

五月二八日、前号(八五号)で報告した森川さんの労災

申請が天王寺労基署で行なわれた。当日は、遺族、芦

一通り労災申請に至る経

過を遺族から述べた後、松浦医師より、森川さんの「自殺」が労災であるとのこちらの考え方を、医師意見書に基づいて主張した。森川氏は、昨年九月交通事故でむちうち症となり療養生活を続けていたが、十一月二〇日、松浦診療所に受診直後に、自宅で「自殺」した。この療養の過程に「うつ病」とみられる兆候が数多くみられ、事故によるむちうち症が原因で強度の「うつ病」になり、精神的にも疲労が蓄積して、理性的な判断を失ない、自ら生命を断つに至ったものだと主張した。

それに対し、監督署は、自殺については、通達等で、原則的に労災扱いはしないとなっているが、森川さんの件については、通達にこ

だわることなく、白紙の状態から充分な調査をしていくとの姿勢が述べられた。今後、遺族、会社等の意

見聴取などの調査を始めることを約束し、第一回交渉を終了した。

関西 安全センター第二回運営協 白浜合宿で開催



六月六、七日、関西労働者安全センターは、第二回運営協議会を兼ねて白浜で合宿を行なった。

今回の合宿の目的は、安全センターの役員間の交流を深め、本年三月の第一回総会を以って確立された安全センターの組織体制をより強化していくことにある。

初日の六日は、長旅の疲れもあって各役員(二二名)の自己紹介及び各々の職場

に於ける闘争報告程度で会議を終え、あとは自由時間とし、夜遅くまで話がはずんでいた。

翌日は、午前九時より運営協議会を開き、まず事務局長より、現在、安全センターが取り組んでいる、また支援している労災認定闘争、裁判闘争の現状、そして本年のこれからの取り組み予定等が報告され、次に山本議長からのあいさつの言葉があった。そして最後

に、役員全員で、「安全センターの組織強化、及び拡大について」「夏期カンパ体制について」、そして六月一六日から始まる「労災職業病闘争講座の開催について」等の議題を討議し役員の承認を得た。

この二日間のうち本格的な会議は、三、四時間ではあったが、当初の目的であった役員間の交流を深めるという意味では、それなりの成果を得たことだろうし、それは近い将来、組織の力となり得ることができよう。

七日の昼過ぎ、すべての予定を終え、二二名の参加者は、白浜の美しい海をあとにして、再び多くの闘争課題が待っている大阪へと帰っていった。

* * *

大阪

リハビリ職場復旧問題 学習会が開催される

被災労働者全国協議会。

六月二〇日、松浦診療所で、被災労働者全国協主催の「リハビリ、職場復帰問題学習会」が開催された。東京、神奈川、愛知、兵庫、広島からの代表に加え、大阪からも多数の被災者が参加して熱心な学習会が行なわれた。

この学習会は、被災労働者全国協が重点要求として掲げている「被災者の働く権利」をいかにして実現していくのかを討論し、現在の行政の状況をきっちり認識するという目的で開かれたものであった。

学習会は、リハビリ医学の現状、身障者の職場復帰

職安、職業訓練行政、労働省の考え方、の職場復帰に

関係する四つの観点から報告があり、報告に基づいて討論が行なわれた。リハビリ医療は発達してきている

大阪

職業病認定問題に関する全国連 11/14、15に才四回全国集会 運動論に則した分科会設定

運動論に則した分科会設定

六月二〇、二一日の両日にわたって、職業病認定問題に関する全国連絡会議の第十一回世話人会が大阪市港区の松浦診療所において開催された。第四回全国集

が、被災者が主体となっていない、職業訓練は健康な人しか対象としていないなど様々な問題が出され、職場復帰に関して行政をいかに活用していくかについて

討論が行なわれた。また、行政の活用にも限界があり、職場復帰問題についても、企業責任を追求していく中でかちとっていくべきだし、そのために、たとえ被災者

団体でも企業との交渉権を確立していくべきだとの意見が出された。

被災労働者全国協としては、今回の学習会の討論をふまえ、七月十日に行なわれる「労災職業病被災者全国集会」へも被災者の働く権利について問題提起していくことにしている。

会については、当初六月二〇、二一日と決められたが準備が間に合わず、改めて十一月一四、一五日の両日に再設定された(於、大阪)。

集会のもち方については、

岡山での第二回集会の課題を引き継ぎ、「労働運動としての労災職業病闘争」というテーマを更に深めることとし、分科会の設定についても、①司法、行政をめぐる問題、②職場、地域でどう闘うか、③リハビリ、社会復帰、被災者の闘い、と運動論に則したものに決定された。

職業病認定問題に関する

全国連絡会議は、その名称にも示されているように、七八年の労基則三五条改悪反対闘争の総括の中から、認定についての全国交流を目的として組織されたものであるが、年を追って労災闘争全般にわたる交流組織としての役割を強めることが期待されてきている。同連絡会議では、これらの要求に少しでも応えられるように、労災闘争をめぐる情勢認識、闘いの理論化等に力を入れるとともに、具体的に、今秋より「季刊労災職業病」(仮称)の発行を開始し、全国の闘いの交流を深めていくことを決定した。



大阪

岩佐訴訟控訴審
世論の鑑視の下に

・岩佐訴訟を支援する会

七月一日から始まる岩佐

訴訟控訴審へ向けて取り組みが進んでいる。判決後の敦賀原発の事故隠しについては、前号でもふれた通りであるが、その有利な状況を実質的なものにするべく、支援する会は、会員を拡大することによる支援活動強化に向け奮闘中である。

また、支援集會も各地でくりひろげられ、五月二八日滋賀、三〇日名古屋、六月末には神戸、京都が予定されており、「大法廷で世論の厳重な鑑視の下に」のスローガンの実現へと進んでいる。

最近、労働者被曝につい

てマスコミにも載り様々に

論じられているが、諸困難の中で多くの被曝労働者が労災認定さえ受けることなく苦しんでいる現実があり、労働行政が何の対策を立てることもしていないことは、敦賀事故に対する対応を見

ても明らかである。岩佐労働においても、敦賀の資料の信頼性の一切がくずれていることなど、労働行政に対する闘いをなんとしても強めていかねばならないと思える。

七月一日は大阪高裁一〇七号法廷で午後一時から開かれるが、大きく世論が高まっていることを裁判官に知らせる必要があるだろう。

近刊

労働研運動

労働運動と共に
歩んだ9年間
A6版 390頁
— 価格未定 —
7月中旬刊行予定

発行：京大・阪大労働職業病研究会

'78.'79 フィールド合宿
報告集

大阪

あいついで 再発認定勝ちとる

・大阪府被災労働者同盟

大阪府被災労働者同盟に、かかるのが普通であるが、相次いで、十年前の再発認定の事実がもちこまれた。認定がかちとられた。再発の場合は、年数が経つているので、調査も長期間

氏に対し、四月下旬「腰痛症」の再発として認定が下った。Y氏は、過去何回か労災に被災しており、いつの時点の再発かを確定するのに時間がかかったが、一九七一年の引越運送会社で腰を痛めた時の再発という決定であった。もう一件は、七〇年の被災の再発事案であった。幸いに、当時の労災申請用紙が会社に保存されて、十年前の被災の事実を確定する証拠となった。二つの事案の早期解決は、同盟が監督署に何回も足を運び、ねばり強く交渉を行った末の認定であり、被災者のできる限り早期に救済していかうという同盟の努力の成果であろう。

5月の新聞記事から

五・二

大阪市港区の内科、小児科医院で、診察中の院長が以前に通院していたアルコール中毒の男に包丁で胸を刺され、出血多量で意識不明の重症

五・八

合理化計画に反対、出向などに応じなかつたことを理由に指名解雇された大阪市住之江区の名村造船所の元従業員九人が、同社を相手に地位保全などの仮処分申請した裁判で、大阪地裁は指名解雇無効の判決を下した

五・四

神戸市中央区で会社員運転の乗用車が歩道に乗り上げ、神戸博見物の六人が重傷を負う

五・九

わが国で初めて地震災害(宮城県沖地震)に関し、「天災か人災か」を争った「ブロックベリ訴訟」で、仙台地裁は原告の請求をすべて棄却した

資料 裁判曝働内原

ねつ造の証拠に
軍配を上げた迷判決
大阪地裁判決文

B5. ¥500 千200

岩佐訴訟 パンフ
判決批判

岩佐訴訟弁護団 仲田隆明 編
講演記 金録
¥100 千70

パンフレット
岩佐訴訟

わかりやすく紹介

¥200 千170

岩佐訴訟を支援する会
への入会を!

一原発内労働被曝裁判の
勝利のために一

* 会費は一口で一ヶ月500円
とします。個人または団体
で何口でもけっこうです。

* 会員には岩佐訴訟ニュース
を通じ、裁判斗争、労働被
曝問題に関するニュースな
どをお知らせします。

〒572 大阪府寝屋川市菅相塚町10の8
岡村 友付 岩佐訴訟支援する会事務局

郵便振替 大阪 304131

五・一六

横浜地裁はパート主婦が起こした損害賠償請求訴訟で、雇用主はパート主婦が作業中の負傷した場合、雇用主はパート主婦としての安い賃金を基準にするのではなく、女子の平均賃金をその収入額を定めるのが相当、と判断を示した

松原市で食品製造工場が爆発、通りかかった保育園児にガラス片が直撃二週間のケガ

五・二九

七八年、大阪水上署でおきた猟銃乱射事件で、大阪地裁は猟銃を貸した男に対し、重傷を負った警官にほぼ請求通りの支払いを命じた

五・二七

大阪市港区の交差点で目の不自由な青年が大型タンクローリーにひかれ死亡

五・一三

昨年九月の母親が、ある男性と車ごと海に飛び込み心中した事件で、道連れになつて死亡した子供の祖母が自賠責保険の適用を申請していたが、千八百十萬円の支払が決定した

五・二六

門真市にある観行バス会社で、飲酒運転を内部告発して解雇されたガイドが大阪地裁に解雇無効等の仮処分を申請

労働省は労働災害による死傷者が二年連続減少した、と発表

五・一一

京都市右京区にあるサラン工場から半径百メートルの範囲に拡散、四人が病院に収容される

五・二五

西淀川公害訴訟、三年ぶりに実質審理開始

大阪市南区の雑居ビルのペランダの一部が崩れ落ちコンクリート破片が歩道に落下

「波」のうらがゆ

保母の頸肩腕障害認定

「過重性」の中味を問う

六月三日、各紙は「保母の頸肩腕障害、職業病と認める——労働保険審査会」という見出しで、京都市北区の私立保育所の保母高津さんが八年前に請求していた労災申請が認められたことを報じた。またテレビ、ラジオでも「全国で初めて」という形容詞をつけて大きく報道された。我々もこれを認定したのが行政レベルでの最終審である労働保険審査会であることもあり、この成果を高く評価している。

しかし、毎日新聞の記事において、労働省当局は「従来の考え方を表したものとは思わない」との談話を発表している。ここではその意味について少し考えてみたい。頸肩腕障害についての労働省の対策は従来からキ

ーパンチャーやレジのチェッカー等指先を酷使する業務を中心にして立てられており、労災認定基準についても何度かの改訂を経て、現在は七年の基発五九号が生きている（この通達は極めて非科学的で専門家の中でも多くの批判がある）。そして同通達と併せて示された「事務連絡第七号」の中で労働省はわざわざ「保育所保母には一般的には頸肩腕症は発生しない」と述べているのである。

従って未端の労基署に行けば、一般的には認定できないので何か本人に固有な特別な労働条礼、「過重性」を捜さねばならないことになる。つまり基本通達（五九号）で示されている業務の「波」であるとか「他の労働者に比べての過重性」などの考え方を

保母にもあてはめようとするのである。疲労性職業病の場合、特に保母の例を持ち出すまでもなく、このように「波」とか「過重性」というのは非科学的なものである。これを基本に考えるのはおよそナンセンスなことではあるが、実際の局面ではこれは重大な意味をもっている。深刻な喜劇とでもいいうることが日常化している。

いうまでもなく、保育職場では頸肩腕なり腰痛はほとんどの保母が訴えているといっても決して過言ではない。相対的に労働条件が良いといわれている公立保育所でも極めて深刻な問題となっており、民間の場合は推して知るべしである。経営側なり当局がこれまで助かってきたのは、唯一、身体をこわした彼女達が短期間で退職していること以外何ももない。多くの労基署は、上の指示通り「保母にケイワンはない」と切り捨てる。しかしいくつかの労基署の担当官は彼女の症状を見聞きし、主治医の診断を見、職場を見れば、彼

闘いの中から

浦中・西岡裁半リ 月替半リの和解

兵庫県社会福祉 労働組合

一九八一、国際障害者年——この春、ある福祉施設で一件の労災裁判闘争に労働者側が勝利した。

兵庫県西宮市の重症心身障害児施設、砂子療育園のでき事である。兵庫県社会福祉労働組合に所属する保母助手、浦中ケイ子さん(四〇歳)、西岡ときわさん(四一歳)の二人は、四年前に理事会側の不当処分に抗し闘いに立ち上がった。無論、彼女らは活動家でもなく、ごく普通の労働

者が——それも同じ仕事をするなら障害を持った子らに役立つ事を、という勤儉で奉職し、家庭ではよき妻であり、共に二児の母親でもある。

何が彼女らを 立ち上がらせたか

何が彼女らを立ち上がらせたのか。オムツ交換、更衣、食事介助等と懸

女がケイワンになることを容易に理解する。しかし容易に認定できないことも知っており、無理矢理に「波」や「過重性」を捜し始めるのである。これまで労災認定なり公災認定されたケースについてその理由を分析すれば、非常におもしろい。「施設が少し狭い」「一か月前に同僚の保母が風邪で休んだ」「行事がたてこんだ」「保育室が二階である」等々である。もちろん「保育労働が厳しかった」というのはあるが、主な理

由にはされていない。更に「抱き合せ認定」というものもある。保母の腰痛については、ケイワンに較べてはるかに認定しやすくなっている。「腰痛」を主症状とし「ケイワン」を付する。極端な場合には「ケイワン」で申請しても「腰痛もあるはずだから医者でよく見てもらえ」という親切な担当官も現れるくらいである。今回の審査会での逆転労災認定も、その理由の中に「担当した子供の中

に心臓疾患児が二人いた」という項目が挙げられている。労働省談話はおそらくこの点を言っていると思われる。保母にケイワンは発生しないという一般論は、実態としてはもちろんのこと行政の末端でも既に破たんをきたしてきている。民間保母の労働組合への組織化はまだ極めて低い段階にあるが、今後組織化を重点にし、労働省、自治体に対して正面から対策措置を迫る運動が求められている。

命に仕事に励んだ二人は、その熱意と同様の速度で、施設労働者が常に不安におのかされていく「黒い影」にむしばまれていった、腰痛、頸肩腕症候群という労災職業病である。

一九七八年の夏、当時すさまじい勢いで吹き荒れた「兵福労つぶし」の嵐は、不当解雇者三名、不当処分者十数名という大弾圧で、その魔手は遂に労災被災者に及び、ある日二人は、突然、理事会室に呼び出された。労務ゴロ、塩郷永治、彼は七九年に

福祉センターを去った後、現在神戸の近藤病院脱税事件に連座し不正保険請求の黒幕として神戸地検の追求を受け逃げまわっている。「君らは園生をクイモノにしている」「良心



という字を知っているのか」などと罵倒し転医を強制したのである。ところが転医先の診断書が「全面休業を要す」という内容であったため、彼は更に激怒し「そんな診断書は認めない、今まで通り働け！」と就労を強要した。困惑した二人は、組合、労基署と相談した上、医師の指示通り休業を続けたところ、理事会は逆に、業務命令違反として以後二度にわたり出勤停止処分を強行したのである。

真面目に働いて腰痛にされ、挙句の果てに処分される！こんな事がまかり通ってよいのだろうか。人間として甘受できる事だろうか。闘いに立ち上がった二人は、その年の一二月に仮処分に勝利し、七九年以降、幾多の妨害、ひぼう中傷、分断工作を乗り越え、本訴闘争を闘ってきた。

勝利の和解成立

本年四月、この闘いは組合側勝利の内に和解が成立した。その内容は、①二回の出勤停止処分と欠勤中の賃金、ベースアップ差額、ボーナス分の金額支払、定期昇給の確認、②職場復帰に際し当面リハビリ勤務として清掃業務につくが、健康が回復次第、病棟に復帰する、③今後二人への不利益取扱は行なわない、④診断書料は半額支払、⑤理事会側は腰痛防止、治療体制整備の努力義務を認め、労災防止義務を確認する、というものである。

本訴闘争は、もちろん組合側有利の内に展開し法廷に於いて不当労働行為が次々と暴露されて行ったのであるが、本年に入り急転し、理事会が「敗北の和解」に応じたのは何故か。それは甲山福祉センターが数億の累積赤字による経営危機を、甲山学園隣園、砂子療育園の移転、跡地の兵庫医科大学への売却という一連のセンター再編合理化により脱出しようとしている。それにはもちろん厚

生省、県行政の認可が必要であるが、最近になり当局より「内紛解決」を強く行政指導されている。その結果、政治的判断で理事会は「敗北和解」をのんだのであり、従って彼らの念頭に心底からの謝罪の意志など毛頭ない。

労災発生現場を放置し被災者にイヤガラセを加え、認定を妨害し、挙句の果てに退職に追い込むという施設経営者の体質は何んら改善されてはいない。

他職場でも、労災職業病者に対する弾圧攻撃の手段は、医師を指定したり、療養や休業をアレコレ指図したり、労災発生を隠ぺいする事が経営者の常とう手段であるが、それを一つひとつ打ち破る闘いは、労災職業病闘争の発展に欠かすことができない。幸い今回の勝利の中でそれらの相当部分を実現できたが、兵福労はこの勝利をステップに更に経営側を追撃し最終的には職場から労災職業病を撲滅するまで闘う決意である。この闘いを通じて兵庫労安センタ

1、関西労安センターをはじめ多くの方々の御支援、連帯をいただき厚くお礼申し上げますと共に、今回の成果を広く公開し日々不当な圧迫に苦しむ被災者の皆さんに活用していただければありがたいと思う。

「低抗なくして安全なし」「仲間への礼は闘いで返す」をモットーに、兩名のお礼の言葉を最後にのせておく(原文のまま)。

◎浦中ケイ子さん

裁判を行い二年七ヶ月という長い年月でしたが今年四月六日に、お蔭様で和解が成立し勝利することが出来ました。今の世の中は、弱い者いじめが多いように思います。私は何も悪い事はしていません。病気の身でどうしてこんなに裁判までして戦わねばならないのだろうと常に思い真実の一つだ、正しい者は必ず勝利する事を願ひ頑張ってきました。

お蔭様で再度職場復帰する事が出来、今は仕事する事をうれしく思っています。

皆さん本当に暖かい御支援ありがとうございました。御座居ました。

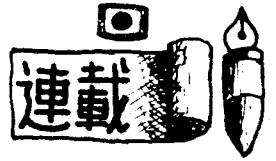
◎西岡ときわさん

浦中、西岡の裁判に御支援下さいましてありがとうございました。

私達が最初に処分を受けた時、どうしたら良いかわからず、私が出た時自治会の班長をしていましたので、その時の役員さんに相談しました。役員さんも自分が弁護士の方を紹介してあげてもいいけど、組合があるなら組合の人に相談してみたい方がいいからと言われ、私も処分の連発で気が動転して何がなんだかわからなくなっていましたので、組合の人と相談する事すら出来ない状態でした。

おかげさまで仮処分にも勝つ事が出来、また和解も成立致しました。今は管理課で働く事も出来るようになりました。これも皆様方の御支援のおかげだと思います。

心からお礼申し上げます。ありがとうございました。



昭和年代医療の動向と我々の任務

(第五回) 労災職業病研究会 松浦良和

(5) 医療従事者の動向

① 若年医師層の流動化傾向

とその危機意識

若年医師層をとりまく情況も、この間急激に変化し、転換期を迎えつつある。図13に示す様に、一九七五年を境に医師数の急増が認められ、一九八〇年に一七万六一〇人（人口一〇万対で一四五、一人）であるものが、一九九〇年には二二万八七七十二人（同一八一、二人）となること予想されている。この急増の原因は言うまでもなくこの間の新設医大の急増による。一九七〇年には五〇校であった医大、医学部が、一九八一年には七九校になり、一〇年間で約三

〇校増え、一、六倍に急増したことになる。これは、既述した様に、私立医大の乱造と田中内閣時代にうちあげた一県一医大構想の結果である。厚生省が一九六七年に「医師の長期需給計画策定」に関する研究班で目標にしたのが人口一〇万対一五〇人の医師数であり、そのための医大新設数は五、十校であったことから比較すれば、いかに医大新設が過多であるかが理解できるだろう。一方、医療の需要面である患者数はどうなっているのだろうか。図14に示す様に患者数も、人口の老化傾向を反映して徐々に増加しつつあるのは明らかであるが、今後もゆるやかな増加が続くことは間違いないが急激な増加はないものと思われる。それは、医療費のこれ以上の拡大増加に医療

政策面からのブレーキが強力にかけられつつあり、今回の健保改正、薬価引き下げ、診療報酬の改訂などの動向をみれば、医療費増に頭打ち傾向が現われることが予想される。

一方、病院の新設増築がこの数年ブームとなり、年間二万床をこえる増加が行なわれているが、これは四九年の石油ショックを契機に、それまでの人件費の高騰に歯止めがかかったことと、病院優位の診療報酬改訂がなされる様になり、急速に病院経営が改善されたことにより、余力を貯えた私的病院が、増床や新病院建設に動いたものと思われる。しかし、この傾向も、今回の一連の医療費抑制政策の下では、今後ひき続きベット増が続くとは考えにくくなりつつある。

以上、概括してきた様に、医師数は今後急増するが、患者数や医療機関数は微増にとどまることが予想され、今後は、相対的医師過剰時代に突入することが大方の予想である。

それに加え、開業医への道が、経営面からも医療技術面からもより一層狭められつつあり、増加した医師はその大部分が勤務医になることも当然の帰結であろう。

これらのことが若年医師層の今後の動向や意識に大きな影響を与えている。既に都市部の国公立大病院の定員は、旧帝大を中心にした医局構成による系列化(ジッツ支配)により、ほとんど埋められてしまっている。しかし、今後、国公立病院の新設増床計画は、財政赤字の下でほとんど見込みがなく、増加するのは、私的病院が主である。私的病院間の格差

合理化を撃つ

京浜製鉄所島島工場
大島文雄さんの脳血栓を
労災認定させよう

A6版
50A-3
300円
発行: 神奈川
労災職業病
センター
全造船鶴造会
安全センターで
いぬがけす。

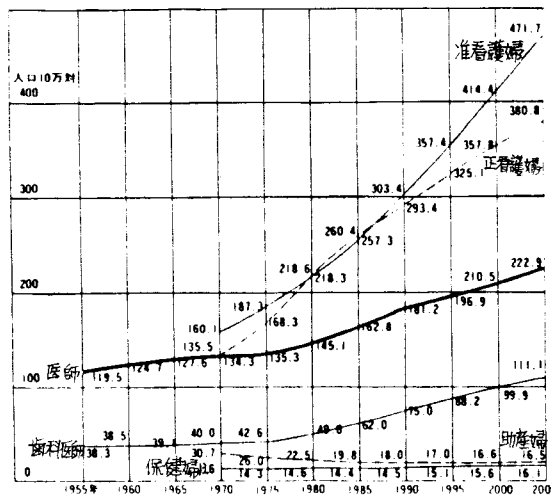


図13

医療スタッフの数の推移

(人口10万対、一九八〇年以降は予測)

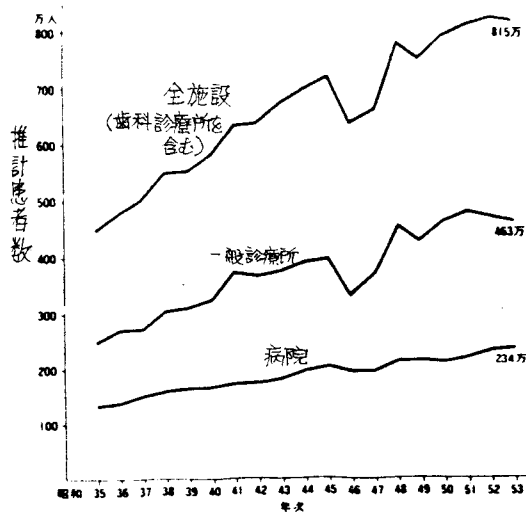


図14

施設の種類の別に見た

全国推計患者数の推移
(一九七六年厚生省患者調査より)

は極めて大きいため、よりよい研修を求める若年医師層にとっては、よい病院への就職の道は一層狭くなつてゆき、競争が一段と激化するだろう。それだけに、よい病院を系列化している大学の医局に依存する傾向

も強まり、医局講座制は大学闘争時代とは逆に、むしろ再編強化されつつある。しかし一方では、市中大病院の側からの医局のジツツ支配に対する不備も根強く、むしろレジデント制度をひくことにより、全国から公募することで医局からの支配を脱しようとする動きも強まりつつある。これらの一連の動向の結果、都市部を中心に全般的な勤務医の労働条件や地位の低下傾向が今後かなり急速に起ってくることが予想される。この労働条件の引き上げは、まっ先に若年医師層に向けられ、レジデント制や非常勤医制などの、低賃金でいつでも首切り可能な身分での研修を余儀なくさせられてゆく可能性が極めて大きい。しかもこのレジデント終了後の就職の道が困難となり、結局は、多くの若年医師が、私的病院や地方の病院へ就職を求めざるを得なくなってくるだろう。

この様な情況が、現在の若年医師層や医学生意識の保守化傾向の背景になっている。

② 大学闘争、医局解体闘争

のインパクト

最近の医学生保守化傾向を表面的に理解し悲観するだけでは、決定的に不十分であり、何の展望も切り拓けない。現在の保守化傾向をもたらした原因は、一つには先に述べた、今後の医師過剰に対する過大な防衛反応であるが、もう一つには、大学闘争―医局解体闘争の一定の敗北過程での医局、体制側のイデオロギー攻勢（アメリカ医学重視の近代合理主義的医学）にに対置すべき我々の側の近代合理主義批判の不十分性と、人民医療創設に向けた努力の不足に由来するところが極めて大である。

青医連―全共闘運動が高揚した背景には、戦前―戦後主流を占めてきたドイツ医学重視の日本の医局講座が、主として基礎医学を重視し、研究者養成のための大学教育であり、臨床医学を軽視し、従って若年医師

の臨床研修体制を一貫して放棄し、インターン制や無給医制による若年医師の労働力収奪に明け暮れしてきたことに対する、若年医師層の不満の爆発がその起爆剤になっていた。

青医連運動は、この様な前近代的な封建的医局講座支配に対する反対であつただけでなく、医局の研究至上主義、臨床軽視の医学医療に対する根底的な批判でもあつた。この医学医療に対する批判は、ベトナム反戦闘争の提起した資本主義体制の噴出する矛盾の中で、資本主義体制維持のために奉仕する医学医療に対する根底的な批判となり、遂には学生運動全体へ波及し全国的な大学闘争へと発展していった。これに対する大衆、医局の側の対応は、徹底的な弾圧と共に、封建的医局体制の一定の手直しをはかる近代化路線の台頭であつた。それは、ドイツ医学追従からアメリカ医学の導入、基礎研究重視から臨床研究重視への転換であり、それに伴う臨床研修体制の一定の改善でもあつた。大学においては、非

常勤医師制度が導入され、市中大病院でもレジデント制（身分としては非常勤医）が導入されたが、この日雇い医師制度は今後の新たな若年医師の労働力収奪と支配にとつて極めて有効な機能を果すだろう。研修内容の面では、アメリカ式のローテート研修が一部の市中病院や大学病院で実施されているものの、大部分の大学では、医局のセクショナリズムは一向に改善されず、研修内容も専門医や研究者養成に偏り、医局講座制の弊害は根本的には何ら解決されておらず、むしろ医局による若年医師支配は強化されつつある。しかし医局の例の、アメリカ医学を前面に押し出した近代化イデオロギー攻勢は、強力であり、学生達も、様々な医療機器を駆使した精密な診断学や、次々と開発される新たな検査や治療方法に目を奪われ、自前の知識や技術の吸収に目まなこにされている。それに輪をかけて、最近の国家試験が、この様なアメリカ医学の動向に完全に追従し、重箱のスキをつつく

様な出題が主流を占めており、一層学生の視野が狭められつつある。

アメリカ医学の特徴は、徹底したプラグマティズム、経験主義にあり、しかも、病気のとらえ方が、個体内部の生物学的変化を最も重視しており、生活環境や労働環境が人体に及ぼす外因については、従属的な位置におき、ほとんど目を向けようとなない。人間が生物であると同様に、社会的存在であることの重要性を認識していない。病気をみるが、病人をみないと批判される現代医療の現実には、このアメリカ医学の疾病観の誤りに由来する。

疾病構造が変化し、慢性疾患、成人病、ガン等が増加しつつある現在、これらの疾病の治療をしていく上で、生活環境や労働環境を無視して治療ができないことが明らかになってきている。ガンについても、その八割は環境中に存在している発ガン物質によるものだとしており、今後の医学医療が、これらの生活や労働環境の問題を抜きにしてはあり得

ない。アメリカ医学における治療の概念は、この様な生活、労働環境を軽視、あるいは無視する傾向が極めて強く、まして、予防という点については、アメリカ医学の実践は極めて貧弱であり、それに追従する日本の医学の予防医学の停滞は目をおおるものがある。

青医連全共闘運動は、疾病が生活労働環境、即ち、現在の資本主義体制の矛盾の中から生み出されてくるものであることを直観的に見抜いていたが、具体的な実践は皆無といつても過言ではなかった。しかしこの間、青医連世代の医師が全国各地に散らばりながらも、各地域や病院での地道な実践活動を経験しつつあり、その成果は各地で明らかになってきている。現在の学生や若年医師達の保守化傾向や迷いに、新たな目標を与えることができるのは、この様な地道な実践を経験してきた中から生まれてきた、アメリカ医学を乗りこえる人民の医学を創設する試みである。

夏期カンパへの御協力をお願い

各位におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。また、関西労働者安全センターに対する日頃からの御指導、御鞭撻に対し心より御礼申し上げます。

さて当センターも本年三月七日、ようやくにして第一回総会を開催するとともに、これまで八年余にわたる運動について中間総括を行い、新たな陣容と新たな決意をもって運動を展開しているところであります。労働運動がますます

右傾化し、職場労働者が日々ものを言えぬ状況が進行する中において、労働運動の原点ともいえる「自らの生命と健康を守る闘い」、労災職業病を撲滅する闘いは極めて重要で、位置を占めてきていると考えており、関西労働者安全センターが果していかなばならぬ役割は、ますます大きなものになってきていると思っております。

しかし、任務の大きさと、運動の前進に比して、センターの財政はまだまだ不十分なものであり、専従事務局員の

人件費や活動費等の切りつめによってかろうじて大幅赤字

を免れているというのが現状であります。センターの役員を中心としてその改善には日々努めており、今後とも長期的計画をもって収支の改善にあたる決意であります。今回の夏期カンパへの御協力をお願いする次第であります。

各位とも経済的には苦しい状況とは存じますが、よろしくお願い致します。

一九八一年 六月

関西労働者安全センター

運営協議会議長 山本 敬一

■表紙写真
6月16日、労災職業病闘争講座(第1回)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28